



アムネスティ国際ニュース発表  
(2006年12月5日)

日本

日本

( — )

アムネスティ・インターナショナルは、本日、2007年の国際刑事裁判所設置規程(ローマ規程)への加入に向けた政府の前進を支持するよう、日本の国会議員全員に呼びかけた。政府は、加入とそれに必要な立法措置の法案を、承認に向けて近く国会に提出するとの意向を示した。したがって、議員の支持は、日本がこの国際司法制度に参加するためにきわめて重要である。

ローマ規程は、1998年7月17日、ジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪の疑いのある人物を取り調べ、訴追するため、新たな常設の国際刑事裁判所を設立しようとして採択された。その後4年も経たないうちに、圧倒的な国際的支持を受け、裁判所が設立された。以来、裁判所は、コンゴ民主共和国、ウガンダ北部とスーダンのダルフルールでおこなわれた犯罪の調査と訴追に焦点を当ててきた。コンゴ民主共和国における紛争で15歳以下の子どもを徴兵、徴募、または使用した罪で起訴されているトマス・ルバンガ・ディーロの最初の裁判が2007年に始まる予定である。

アムネスティは、国際的支持と協力を得て、責任がある人物がこの(国際刑事)裁判所、または補完性の原則のもと、国内裁判所で確実に裁かれるようにすることにより、裁判所はもっとも恐ろしい犯罪を阻止することができるかと確信している。1998年以来、アムネスティは、すべての国がローマ規程を批准ないし加入し、この新たな国際司法制度に参加するよう呼びかけるキャンペーンを展開してきた。現時点で、すべての大陸から、国際社会の半数以上である104か国がすでに締約国となっている。その他多数の国ぐにが、批准または加入に向けて準備中である。

当初、裁判所設立に反対していた米国さえも、その見解を再検討している。例えば、2006年9月18日には、米務省法律顧問が「我われは、国際刑事司法と責務のための国際刑事裁判所という目標を共有」し、ダルフルールの情勢に関しては、「ダルフルールの残虐行為の責任者を裁くための国際刑事裁判所の使用を支持する」と述べている。

日本は、裁判所の設立を強く支持をしてきた。ローマ規程の起草にも関わった。以来、裁判所の監督機関である締約国会合にオブザーバーとして参加するなど、裁判所の動向を積極的に追ってきた。アムネスティ・インターナショナルは、ローマ規程への加入に向けた準備において、政府が2007年に裁判所予算に貢献するための資金を確保し、日本の協力を保証する立法措置を含めた議案を近く国会に提出予定であるという今年9月の報道を歓迎する。



日本が 2007 年に加入することになれば、締約国会合に完全参加することができ、また将来の選挙に判事候補を推薦する資格が得られるようになる。最も重要なのは、日本が加入すれば、人道上最悪の犯罪への免責を絶つ新しい国際司法制度によって日本の人びとが守られるということである。

アムネスティは、ICC に対する国会議員の幅広い支持が、国会内にすでに存在していることを承知している。実際、アムネスティは、これまで国会の各政党に対してこの問題を提起しており、日本の加入に対する圧倒的な支持が寄せられていることを知っている。しかし、アムネスティは、日本がローマ規程に加入すべきかどうかについて、若干の懸念が寄せられていることも承知している。アムネスティは、こうした懸念に応えたいと思う。

第一に、ICC は現在、アフリカの三つの事態に関して捜査中であり、日本には直接関係しないという懸念が指摘されている。当然のことながら、そのような重大な犯罪は、私たちすべてに影響を及ぼすものであり、どこでその行為がおこなわれたかは関係なく全地球的に根絶に向けて取り組むべき人道全体への犯罪である。さらに、その最初の捜査だけを見て、ICC がアフリカにのみ焦点をあてると結論づけることは誤りである。ICC が取り上げた事件は、犯罪の最悪の状況を代表するものである。現在、ICC は他の事件の分析を進行中であり、遠からず他の地域の事件を取り上げることは間違いない。

第二に、日本が多額の分担金を ICC の予算として負担することになる、という懸念がある。分担金支払いの基準として、ICC は国連の基準に基づいており、日本が高額の分担金負担国の一つであることは確かである。締約国会合は、最近、分担金に対する国連で採用されている上限制度が ICC への分担金にも適用されることを明らかにした。アムネスティは、予算問題が日本の加入を妨げないことを希望する。アムネスティは、ICC の年間予算が、他の国際機関と比較して小規模であり、ここ数年 9 千万ユーロ以下であることを指摘する。また、ICC では強力な財政管理がおこなわれており、ICC の効率的で効果的な執行を確保する基盤であるという指摘も重要である。この効率的で効果的な執行については、内部監査人が ICC の日常的な会計状況を国際的に監査するものや、年に一度、締約国会合や予算・財政に関する専門委員会に対して、外部監査人が ICC の年間予算の要求やその他の財政問題を審査して報告するということが挙げられる。

第三に、ICC 規程では、軍人および文民の上官は、その部下がおこなった犯罪についての刑事責任を、ほぼ自動的に、上官であるという事実だけで負うことになってしまうのではないかということが一部で心配されている。しかしそのような心配は杞憂である。なぜならば、確かにローマ規程は、上官がその部下のおこなった犯罪につき刑事責任を負うことを認めているが、28 条で、上官責任に